

2 川崎市市民地震防災デー実施要綱【危機管理本部】

(趣旨)

- 1 この要綱は、広く市民の間に地震防災についてその関心と理解を深めるための市民地震防災デーの実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施事項)

- 2 市、市民及び事業者は、次の表に例示する地震防災に関する事項を、原則として毎月 15 日の市民地震防災デーに行うものとする。

実施者		実施事項
市		(1) 防災訓練 (2) 防災集会 (3) 防災教育
市民	家庭	(1) 火の元の総点検 (2) 家具類の転倒防止等の総点検 (3) 非常持出品等の総点検 (4) 家庭防災会議の実施
	自主防災組織	(1) 役割分担の再確認 (2) 防災資器材の点検及び整備 (3) 初期消火、情報伝達、避難等の訓練の実施
事業者		(1) 火気使用施設等の総点検 (2) 設備、器具類等の転倒又は落下防止の総点検 (3) 危険物等の安全管理に関する総点検 (4) 避難体制の再確認 (5) 初期消火、情報伝達、避難等の訓練の実施 (6) 従業員に対する地震対策教育

(広報)

- 3 市は、市民地震防災デーの実施について必要な広報活動を行うものとする。

(委任)

- 4 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、危機管理監が定める。

附則

この要綱は、昭和 56 年 4 月 16 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。